

建設局職員不祥事防止委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 建設局職員の不祥事防止の徹底を図るため、建設局職員不祥事防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱でいう不祥事とは、懲戒処分の対象となりうる行為をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 不祥事防止対策の検討及び推進に関すること。
- (2) 不祥事防止のための職場での取組状況の確認及び意見交換に関すること。
- (3) 前各号に掲げる事項のほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は建設局長を、副委員長には建設局次長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 土木部長
- (2) 道路部長
- (3) 下水道企画部長
- (4) 下水道施設部長
- (5) 中央・美浜土木事務所長
- (6) 花見川・稲毛土木事務所長
- (7) 若葉土木事務所長
- (8) 緑土木事務所長
- (9) 建設総務課長
- (10) 土木管理課長
- (11) 道路計画課長
- (12) 下水道経営課長
- (13) 下水道整備課長
- (14) 技術管理課長

(職務)

第5条 委員長は会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要の都度、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、半数を超える委員が出席しなければ会議を開催することができない。

3 委員長は、必要があると認める時は、関係職員の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設総務課において処理する。ただし、必要がある場合は、技術管理課がその職務を補助するものとする。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。